

～福祉・介護職員処遇改善実績報告～

当法人は、福祉・介護職員処遇改善加算の取得を行い、障害施設における福祉・介護職員の処遇改善を実施しております。主な処遇改善実施内容は、以下のとおりです。

■平成 30 年度（2018 年度）

(1) 処遇改善特別手当の支給

- 1 週あたりの雇用契約時間 30 時間以上の福祉・介護職員へ月額 12,000 円の支給。
- 1 週あたりの雇用契約時間 30 時間未満の福祉・介護職員へは別途支給あり。

(2) 各種手当の支給

- ㊦ 資格手当：下記の有資格者に対し月額 10,000 円の支給。
・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・看護師
- ㊧ 子ども手当：18 歳未満の子 1 人につき 5,000 円の支給。
- ㊨ 特殊業務手当：重度利用者への支援担当職員に対し月額 5,000 円の支給。

(3) 一時金の支給

- 年度における福祉・介護職員処遇改善加算の剰余額に応じて福祉・介護職員へ支給。
- ※平成 30 年度実績 剰余額未発生のため支給なし。

■平成 29 年度（2017 年度）

(1) 処遇改善特別手当の支給

- 1 週あたりの雇用契約時間 30 時間以上の福祉・介護職員へ月額 12,000 円の支給。
- 1 週あたりの雇用契約時間 30 時間未満の福祉・介護職員へは別途支給あり。

(2) 各種手当の支給

- ㊦ 資格手当：下記の有資格者に対し月額 10,000 円の支給。
・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・看護師
- ㊧ 子ども手当：18 歳未満の子 1 人につき 5,000 円の支給。
- ㊨ 特殊業務手当：重度利用者への支援担当職員に対し月額 5,000 円の支給。

(3) 一時金の支給

- 年度における福祉・介護職員処遇改善加算の剰余額に応じて福祉・介護職員へ支給。